

平成29年度 第13回 直江津区地域協議会

次 第

日時：平成30年1月19日（金）17:00 - 18:10

会場：レインボーセンター 第三会議室

- |   |  |               |
|---|--|---------------|
| 1 | 開 会  | 17:00 - 17:02 |
| 2 | 会長あいさつ                                       | 17:02 - 17:05 |
| 3 | 議 題  |               |
|   | 【報告事項】                                       | 17:05 - 17:35 |
|   | 直江津駅前市有地利活用事業について                            |               |
|   | 【協議事項】                                       | 17:35 - 18:05 |
|   | 平成30年度地域活動支援事業について                           |               |
| 4 | その他  | 18:05 - 18:10 |
|   | ・次回地域協議会の開催について                              |               |
|   | ____月 ____日（ ____ ）午後 ____時 ____分～ レインボーセンター |               |
| 5 | 閉 会  |               |

## 「直江津学びの交流館利用者」の駐車場使用について

## 1 これまでの事業経過

上越市では、直江津駅前に所在する市有地の利活用について、「まちの賑わい創出」、「市民が快適に生活できる住環境の形成」、「新水族館を核とした地域活性化」の3つを基本方針として、民間事業者の事業提案を募集した。

事業者の選定に当たっては、地域住民や商工関係者、学識経験者等で構成する「市有地活用に係る契約候補事業者選定委員会」を設置し、本委員会での審査の結果を踏まえ、市がJマテ.ランドコム(株)を契約候補事業者として選定した。

事業者からの事業提案のうち、直江津学びの交流館利用者の駐車場使用については、当該地で整備される複合ビルの入居者やテナント関係者、一般利用者との共同利用とし、特定の駐車場所を指定しない「フリー駐車方式」とされた。

その後、事業者は、当初提案した事業用地の一部（ホテル駐車場）の土地所有者と、事業化に向けて協議を進めたが、合意に至らず、事業用地は市有地と総合生協の土地内で実施されることとなり、それに伴い駐車台数等も計画変更となった。

（事業用地 5,243 m<sup>2</sup>→4,028 m<sup>2</sup>、 駐車台数 241 台→175 台）

これらを踏まえ、事業者からの駐車場使用に関する事業提案を基に、市教育委員会と事業者の間で、駐車場の使用方法や使用料金等の詳細について協議を重ねてきた。

## 2 事業者との合意事項

- 1) 駐車場の使用形態は、事業者が提案した「フリー駐車方式」とする。
- 2) 学びの交流館利用者の駐車場使用料は、入庫から2時間までを無料とする。（館内で駐車券の無料処理を行い、2時間までの使用料は市が負担する）

（理由）

- ・「フリー駐車方式」と「30 台固定駐車方式」で実施した場合のメリット・デメリットを比較した結果、「フリー駐車方式」は、本事業の基本方針とした「まちの賑わい創出」、「市民が快適に生活できる住環境の形成」、「新水族館を核とした地域活性化」に寄与するものであり、かつ、学びの交流館利用者の利便性が高いと認められるため。

駐車方式	メリット	デメリット
フリー駐車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般・テナント、館の利用者が自由に駐車できる</li> <li>・館内でのイベント開催や会議等で、30 台を超える駐車が可能となる</li> <li>・駐車スペースを共有することで、無駄なく効率的に駐車できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館周辺でイベント等の開催時は、30 台まで駐車できない場合も想定される</li> </ul>
30 台固定駐車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30 台までは確実に駐車できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満車となった場合は、駅南口駐車場等を利用することになる</li> <li>・空きがあっても一般利用者は使えないため、非効率となる</li> <li>・館利用者以外の無断駐車が懸念される</li> <li>・ゲート2台の設置は構造上困難</li> </ul>

## ○臨時駐車場（平成 28 年 10 月 13 日供用開始）の利用状況

調査期間：平成 28 年 11 月～平成 29 年 10 月（1 年間）

調査方法：毎日 2 時間毎に駐車台数を確認（図書館休館日を除く）

調査結果：1 年間の内、平均駐車台数 最大：日曜日の 14:00 台で 20 台

	曜日	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
1 年間	月	6	8	14	9	4	2
	火	6	9	13	9	4	2
	木	12	10	11	8	4	3
	金	14	9	12	11	4	4
H28 年 11 月 ～ H29 年 10 月	土	4	9	19	16	3	0
	日	5	11	20	14	2	0
	祝	2	6	15	11	2	0
	1 日平均	7	9	15	11	3	2

- ・一時的に満車状態（最大 25 台）となった日： 35 日／年、（平均 2.9 日／月）
- ・整備後の立体駐車場の駐車台数 175 台：（内訳：マンション入居者 72 台（1.5／戸）を除いた 103 台分の駐車場を、学びの交流館利用者とテナント・一般利用者が使用する）

## 3 オーバーフロー（満車）時の対策

祇園祭や鉄道まつり等で満車となった場合は、駅南口駐車場へ誘導させていただき無料処理の手続きをされるようご案内する。

## 4 駐車 2 時間を超える場合の有料化について

本駐車場は、高田図書館などと違い、元々スペースがない駅前の一等地に建つ駐車場であるため、原則有料とするが、学びの交流館利用者については台数の制限なく入庫から 2 時間までを無料（市が使用料を負担）とし、超過分を利用者が受益者負担分としてご負担願う。

他市の例を見ても駅前の駐車場は総じて有料であり、違法駐車・防犯対策の他、周辺同業者への配慮も必要である。

図書館利用者は概ね 2 時間以内に用を済ませられ、会議や講座活動等で 2 時間を超える貸館利用者等については、これまでどおり駅南口駐車場のご利用をお願いし、無料処理の手続きをしていただく。

## 平成 30 年度地域活動支援事業案の概要

※ 平成 29 年度と比べて大きな変更点はなし

1 趣旨	(1) 実施方法
(1) 目的	(2) 対象事業
(2) 運用方針	(3) 対象経費
(3) 審査体制	(4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額	5 事業の実施手順等
(1) 総事業費	(1) 採択方針の取扱い
(2) 配分額	(2) 事業提案書の受付
(3) 残額の取扱い	(3) 提案事業の審査
3 今後の主なスケジュール	(4) 事業の紹介・公表
4 事業の概要	

## 1 趣旨

## (1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

## (2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

## (3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

## 2 各区への配分額

### (1) 総事業費

1億8,000万円

### (2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)＋人口割5,400万円

均等割7：人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

### (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

## 3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

## 4 事業の概要

### (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
  - ・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

### (2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。  
ただし、次のものは対象外とする。
  - ・政治・宗教活動を目的とする事業
  - ・公序良俗に反する事業
  - ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
  - ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
  - ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

### (3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### （４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

### 5 事業の実施手順等

#### （１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
  - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
  - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

#### （２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 事業提案書の様式や添付書類は、補助金を交付する上で必要最低限のものであるため、変更等を行わない。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

#### （３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区 の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案 事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査  ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点

#### <共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
  - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
  - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

#### (4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

## 【 平成30年度地域活動支援事業 直江津区の採択方針等について 】(案)

項目	平成29年度	平成30年度(案)
採択方針	右欄上段のとおり	
募集期間	・4/3(月)から4/28(金)まで	・4/2(月)から4/27(金)まで
周知方法	<b>■全市的な取り組み</b> ・4/1 広報上越、市HPへの掲載 ・報道機関への情報提供 など	<b>■全市的な取り組み</b> ・平成29年度と同様
	<b>■直江津区での取り組み</b> ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/11(土)説明会(レインボーセンター) ・4/1 募集要項を全戸配布	<b>■直江津区での取り組み</b> ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/17(土)10時～説明会開催 ・4/1 募集要項を全戸配布
補助率等	・事業費の上限・下限：なし ・補助率：10/10以内 ・採択額が配分額を超えた場合は、配分額内になるよう一律に圧縮	
審査方法	・全体協議を実施 ・提案内容に疑義のある部分については、質問票にて提案者に回答を求め、ヒアリング実施後、審査に反映 ・採択方針・審査基準に基づき、既定の採点票にて個別採点を実施	
傾斜配点	・重要項目について傾斜配点を実施 50点満点(基準点5点) (×3)公益性15点、 (×2)必要性10点、実現性10点、 参加性10点 (×1)発展性5点	
採 択	・個別採点の採択基準は30点以上とし、会長も含め委員の過半数が30点以上としたものを採択とする。 ・なお、同数となった場合は全体協議にて採択を決定	
そ の 他	・提案団体の役員等は審査に参加しない。	

## ◆直江津区の採択方針

## 直江津区 地域活動支援事業 採択方針

直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。

## 優先的に採択する事業の分野

- 地域振興に資する事業  
(例) まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業等
- 生活環境の向上に資する事業  
(例) 不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行等
- 人にやさしいまちづくりに資する事業  
(例) 歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進運動等
- 住民の生涯学習に関する事業  
(例) 講演会、講習会、各種講座等
- 安全安心なまちづくりに資する事業  
(例) 防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保等
- 教育文化に資する事業  
(例) 教育環境の充実、子育て支援等
- その他  
上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業

## ◆基本審査・共通審査基準(全区共通、平成29年度と変更なし)

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。
- ・共通審査基準は、審査において考慮すべき項目と具体的な視点。

審査項目	審査の視点
① 公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。